

第5章 英国

1. 政府生成AI関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要

(1). 生成AI規制に係る当局の概要

英国における消費者保護の中核をなす機関として、競争・市場庁（Competition and Markets Authority：CMA）¹⁸¹は、2014年に従来の競争委員会及び公正取引局の機能統合を背景に設置された¹⁸²。CMAは、消費者保護及び市場競争の促進を目的とし、独立性を有する非閣内庁として運営される。当庁は、市場における不公正な取引慣行の排除、カルテル行為や独占状態の監視、企業結合の審査などを通じ、消費者利益を守る役割を担っている。

特に、生成AI技術の進展に伴い、同技術が市場支配や不当な価格操作、誤情報の拡散など消費者に与える潜在的リスクに対して、CMAは調査活動を強化している。2023年以降、基盤モデル（Foundation Models）に関する調査¹⁸³や、生成AIを利用したフェイクレビューや不正広告の防止策として、業界への自主的取組の促進及び必要に応じた法的措置の検討が進められている。内部にはデータ・テクノロジー解析チームが設置され、技術的専門知識を活用した迅速な対応体制が整備されている¹⁸⁴。これにより、消費者が安心して新技術を利用できる市場環境の構築を目指しているのである。

(2). 当局の位置づけ

CMAはビジネス・貿易省（後述）からの資金提供を受けるものの、非閣内庁として政治的に独立した意思決定を行うことができる¹⁸⁵。その管轄はイギリス全域の全産業セクターに及び（金融など特定分野に専属の規制当局がある場合を除く）、競争及び消費者保護に関する横断的な権限を持つ。

CMAは理事会（Board）と専門委員会・パネルによって構成される¹⁸⁶。理事会はCMAの戦略方針を決定し、法定の職務を全うする責任を負う。理事会のトップである議長（Chair）と最高経営責任者（CEO）、その他の理事はビジネス・貿易大臣（旧企業・エネルギー・産業戦略大臣）によって公募を経て任命される。理事の任命は公共任命委員会の規則に従い透明性が確保されている。

加えて、CMAにはケースごとの判断を行うパネルが置かれており、企業結合の第二段階審査や市場調査の際に独立した判断を下す役割を担う。このパネルも含め、理事や委員の多くは法律・経済・産業の専門家からなり、消費者利益の観点を踏まえつつ合議制で意思決定を行う。

消費者保護分野の案件では、CMAはまず市場の問題を調査し、必要に応じて関係事業者には是正を促す。従わない場合や深刻な違法行為の場合、CMAは法的措置を決定する。この際、CMA内部の消費者保護委員会が案件を検討し、理事会の権限委譲に基づいて判断を下すこともある。CMAの決定

¹⁸¹ <https://www.gov.uk/government/organisations/competition-and-markets-authority>

¹⁸² <https://www.gov.uk/government/news/new-competition-authority-comes-into-existence>

¹⁸³ <https://www.gov.uk/government/publications/cma-ai-strategic-update/cma-ai-strategic-update>

¹⁸⁴ 同上

¹⁸⁵ 同上

¹⁸⁶ <https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainer/competition-and-markets-authority>

は行政裁判所で争うことも可能だが、近年制定されたデジタル市場・競争・消費者法（2024 年）¹⁸⁷により CMA 自身に行政措置を直接科す強力な権限が与えられつつある。これにより、従来は裁判所を通じていた消費者法執行が迅速化され、特にオンライン分野での違法行為への即応体制が強化される見込みとなっている。

(3). 関連省庁・機関の概要

① ビジネス・貿易省（Department for Business & Trade : DBT）¹⁸⁸

DBT は、旧企業・エネルギー・産業戦略省（BEIS）及び国際貿易省の統合により設立され¹⁸⁹、経済成長及び市場の競争性の確保を主眼としている。DBT は、消費者保護の観点からも重要な役割を果たしており、特にデジタル市場及びオンライン取引に関する法制度の整備、規制強化のための政策提言を行っている。具体的には、デジタル市場・競争・消費者法（DMCC 法案）の起草・提出により、オンライン上の不正行為やフェイクレビューの禁止など、消費者被害の防止策を強化している¹⁹⁰。

② 科学・イノベーション・技術省（Department for Science, Innovation & Technology : DSIT）¹⁹¹

DSIT は、先端技術全般を所管する省庁として、生成 AI を含む人工知能の技術革新及び安全性確保に関する政策立案を推進している。DSIT は、AI 規制の枠組み策定において、技術の革新促進と消費者保護の両立を図るためのガイドラインや白書を発表している¹⁹²。内部には、政府横断の AI 政策推進ユニットである Office for AI が設置され¹⁹³、AI の倫理や安全性に関する調査研究及び各規制当局との連携を強化している。

③ 情報コミッショナー事務局（Information Commissioner's Office : ICO）¹⁹⁴

ICO は、データ保護法及びプライバシー保護の執行機関として、生成 AI が個人情報の取扱に関して遵守すべき法的基準の監督を行っている。2024 年には「生成 AI におけるデータ保護適用」に関するコンサルテーションを実施¹⁹⁵し、ウェブスクレイピングによる学習データ取得の法的根拠や目的外利用の制限など、具体的論点について見解を示している。

¹⁸⁷ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/contents>

¹⁸⁸ <https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-business-and-trade>

¹⁸⁹ <https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-international-trade>

¹⁹⁰ <https://www.gov.uk/government/news/new-laws-set-to-ban-mandatory-hidden-fees-from-online-shopping-saving-money-for-consumers>

¹⁹¹ <https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-science-innovation-and-technology>

¹⁹² <https://www.gov.uk/government/publications/ai-regulation-a-pro-innovation-approach/white-paper>

¹⁹³ <https://www.gov.uk/government/organisations/office-for-artificial-intelligence>

¹⁹⁴ <https://ico.org.uk/>

¹⁹⁵ <https://ico.org.uk/about-the-ico/ico-and-stakeholder-consultations/ico-consultation-series-on-generative-ai-and-data-protection/>

④ 通信規制局（Ofcom）¹⁹⁶

Ofcom は、放送・通信分野の包括的規制機関として、オンライン上の有害コンテンツや誤情報、ディープフェイク動画などの問題に対して、利用者保護の観点から規制を実施している。特に、生成 AI 技術を用いた合成メディアのリスクについては、プラットフォーム事業者への適切なガバナンス体制の整備を促すとともに、利用者に対して正確な情報提供がなされるよう監視を行っている¹⁹⁷。Ofcom は、通信事業者と連携し、詐欺やフィッシングなど消費者被害の防止にも努めている¹⁹⁸。

⑤ デジタル規制協力フォーラム（Digital Regulation Cooperation Forum : DRCF）¹⁹⁹

DRCF は、競争・市場庁、情報コミッショナー事務局、Ofcom などが連携して設置した協議体である²⁰⁰。2020 年以降、オンラインプラットフォームやデジタルサービスにおける規制の一貫性及び連携を目的として設立された。DRCF は、各当局間で情報共有及び優先課題の策定を行い、2024 年 4 月には「AI・デジタル相談ハブ」をパイロット開設し²⁰¹、規制分野がまたがるような技術イノベーターからの相談にワンストップで対応する仕組みを構築した。

⑥ フロンティア AI タスクフォース（Frontier AI Taskforce）²⁰²

フロンティア AI タスクフォースは、2023 年以降、最先端の生成 AI 技術（基盤モデルなど）の安全性評価及びリスク対策のために設置された専門チームである。民間の AI 専門家を招聘し、先端技術の動向及びその消費者影響について検証を実施する。本タスクフォースは、各規制当局及び関連省庁に対して、技術的検証結果や安全性向上のための具体策を助言する役割を担っている。これにより、将来的に生成 AI 技術が市場や消費者に与える影響について、迅速かつ的確な対応が可能となる体制が整えられている。

¹⁹⁶ <https://www.ofcom.org.uk/>

¹⁹⁷ 『Ofcom's strategic approach to AI 2024/25』： <https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/consultations/category-2-6-weeks/273274---ofcoms-proposed-plan-of-work-for-2024-25/associated-documents/ofcoms-strategic-approach-to-ai.pdf?v=321367>

¹⁹⁸ 同上

¹⁹⁹ <https://www.drcf.org.uk/>

²⁰⁰ <https://www.gov.uk/government/collections/the-digital-regulation-cooperation-forum>

²⁰¹ <https://ico.org.uk/about-the-ico/what-we-do/digital-regulation-cooperation-forum/>

²⁰² <https://www.gov.uk/government/publications/frontier-ai-taskforce-first-progress-report/frontier-ai-taskforce-first-progress-report>

2. 消費者保護に関する生成 A I に関連する法規及びその所管状況や基本計画等

(1). 関連法令

① 2024年デジタル市場・競争・消費者法 (Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024) ²⁰³

2024 年デジタル市場・競争・消費者法は、2024 年 5 月に成立し、英国のデジタル市場における競争促進と消費者保護の両面を包括的に規律する法律である²⁰⁴。

本法は、政府が大手デジタル企業の市場支配や不公正な取引慣行に対処するため、既存の競争法や消費者保護法の枠組みを再編する目的で制定された。所管は主にビジネス・貿易省 (DBT) であり、実際の執行は競争・市場庁 (CMA) が中心となって行われる。法律は、大規模デジタル企業に対して「戦略的市場地位」を有すると認定した場合、行動要求を課し、必要な場合には市場構造の改善措置を命じる権限を CMA に与えるとともに、消費者保護の観点から、フェイクレビューの投稿や隠れた追加料金、不当な契約条件など不公正な商慣行に対して厳格な制裁措置を講ずる仕組みを含んでいる (同法 Part4 Chapter 1²⁰⁵)。

② 2008年不公正取引規則 (Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008) ²⁰⁶

2008 年不公正取引規則は、2008 年 5 月に施行された法律であり、事業者による消費者取引における不公正な商慣行を禁止することを目的としている²⁰⁷。本規則は、虚偽や誤解を招く表示、不当な販売手法、威迫的な勧誘など、消費者を欺く行為全般を対象としており、違反した事業者に対しては刑事罰や民事上の救済措置を講ずることができる。

また、近年では生成 AI を用いた大量のフェイクレビューや自動生成コンテンツによる誤誘導が問題視されており、これらの行為が本規則に基づき規制される対象となっている (Part 2 Regulation 5²⁰⁸)。

所管はビジネス・貿易省であり、執行は地方自治体の取引基準局及び競争・市場庁が連携して行う。

③ 2023年オンライン安全法 (Online Safety Act 2023) ²⁰⁹

2023 年オンライン安全法は、2023 年 10 月に成立した法律であり、主としてオンライン上の有害

²⁰³ 条文 : <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/contents>

²⁰⁴ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/introduction>

²⁰⁵ 条文 : <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/part/4/chapter/1>

²⁰⁶ 条文 : <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1277/contents>

²⁰⁷ <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1277/introduction>

²⁰⁸ 条文 : <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1277/regulation/5/made>

²⁰⁹ 条文 : <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50>

コンテンツの防止と安全なネット環境の確保を目的としている²¹⁰。所管は科学・イノベーション・技術省及び内務省・司法省であり、実際の執行は通信規制局（Ofcom）が担う。

本法は、SNSや動画共有サイトなどのプラットフォームに対して、違法コンテンツの迅速な削除、児童に有害な情報へのアクセス防止、さらに成人向けには不当な宣伝や詐欺的なコンテンツの排除を義務付けるものである。

生成 AI によって生成されたフェイクニュース、誤解を招く広告、ディープフェイク映像なども本法の対象となるため、企業は AI を利用する際にそのリスク管理を徹底し、ユーザーに対して適切な警告や透明性のある運用を求められる²¹¹。

④ 2018年データ保護法（Data Protection Act 2018：UK GDPR）²¹²

2018年データ保護法は、2018年に成立し、EU一般データ保護規則（GDPR）を英国法として実装するための法律である²¹³。英国離脱後は、UK GDPR として運用され、個人データの適正な取扱と保護を目的としている。所管はデジタル担当の科学・イノベーション・技術省及び内務省であり、実際の監督は情報コミッショナー・オフィス（ICO）が行う。本法は、企業が個人データを収集・処理する際の原則（目的限定、データ最小化、正確性、保存期間制限など）を定めるとともに、違反時には厳格な制裁措置を科す仕組みを有する。

生成 AI に関連しては、AI が学習や生成プロセスにおいて個人情報に不適切に利用しないよう、適法な根拠の確認及びデータ主体の権利保護を徹底することが求められる。ICO は、生成 AI が生み出す出力において個人情報が含まれる場合には、企業に対して速やかな是正措置を要求するなど、データ保護の観点からも重要な役割を果たしている。

（２）. 基本計画の概要

英国政府及び各規制当局は、生成 AI 技術の急速な進展とそれに伴う消費者保護上のリスクに対処するため、今後も柔軟かつ段階的な規制体制の強化を計画している。まず、英国政府は国家 AI 戦略の一環として、革新促進を基本としながらも、安全性、透明性、公平性を確保するための原則を定めたホワイトペーパー²¹⁴を 2023 年 3 月に公表した。これにより、生成 AI を含む先端 AI 技術の開発及び利用に対して、既存の法律の運用を柔軟に調整するとともに、必要に応じた追加規制の立法化も検討する姿勢を示している。政府は、まずは既存の法制度（前述の 2024 年デジタル市場・競争・消費者法や 2018 年データ保護法など）を最大限に活用し、横断的なガイドラインや自主基準によって市場と消費者を保護する方針を採っている。

また、各規制当局は、競争・市場庁（CMA）や情報コミッショナー・オフィス（ICO）、通信庁

²¹⁰ 同上

²¹¹ <https://www.gov.uk/government/publications/online-safety-act-explainer/online-safety-act-explainer>

²¹² 条文：<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents>

²¹³ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/introduction>

²¹⁴ 『A pro-innovation approach to AI regulation』：<https://www.gov.uk/government/publications/ai-regulation-a-pro-innovation-approach/white-paper>

(Ofcom) などを中心に、生成 AI に関するリスク評価と透明性の確保、アルゴリズムの説明責任の強化に向けた取組を進めている。CMA は、2023 年以降、生成 AI の基盤モデルに関する市場調査を実施し、その結果を踏まえた上で、企業に対して適切な行動要求を課すとともに、必要な場合は法的制裁を実施する方針である²¹⁵。

ICO においては、生成 AI とデータ保護法の詳細な適用関係について広く意見を募るため、2023 年 11 月から 2024 年 9 月にかけて一連の公開協議（コンサルテーション）を実施した²¹⁶。第 1 弾としては「学習用データのウェブスクレイピングにおける適法根拠²¹⁷」をテーマに文書を示し（2024 年 1 月発表）、その後も目的限定の原則を生成 AI ライフサイクルでどう適用すべきか、AI 生成物に含まれる個人データの扱いなどについて章ごとに見解案を公開した。

加えて、英国政府は、将来的に生成 AI を取り巻く新たなリスクが顕在化した場合、法的規制のさらなる強化や新たな包括法の制定も視野に入れている。特に、生成 AI がもたらす市場支配の固定化、不公正な商慣行、個人情報の不適切な利用、さらにはオンライン詐欺やディープフェイクによる深刻な被害については、既存法の解釈や運用に留まらず、必要な場合には刑事罰の拡充や消費者救済措置の強化を検討する動きが見られる²¹⁸。議会内でも、野党を中心に包括的な AI 法の制定を求める声が上がっており、政府は今後の議論や実際の被害事例を踏まえた上で、柔軟かつ迅速に対応するための法改正を視野に入れている²¹⁹。

さらに、英国は国際的な協調にも重きを置いており、欧州連合（EU）や米国など他国の規制動向と連携しながら、共通の AI 規制原則や安全基準の策定にも取り組む方針である²²⁰。

最後に、政府は技術革新と同時に国民の AI リテラシー向上にも注力する計画である。教育機関や公共キャンペーンを通じ、生成 AI の利用上のリスクやその適切な取扱いについて広く周知するとともに、消費者自身が情報に基づいた判断を下すための支援体制を整備する方針である²²¹。これにより、消費者は AI 技術の恩恵を享受しながらも、そのリスクから適切に保護される環境が構築されることが期待される。

²¹⁵ <https://www.gov.uk/government/publications/cma-ai-strategic-update/cma-ai-strategic-update>

²¹⁶ <https://ico.org.uk/about-the-ico/ico-and-stakeholder-consultations/ico-consultation-series-on-generative-ai-and-data-protection/>

²¹⁷ <https://ico.org.uk/about-the-ico/what-we-do/our-work-on-artificial-intelligence/generative-ai-first-call-for-evidence/>

²¹⁸ <https://www.gov.uk/government/publications/ai-regulation-a-pro-innovation-approach/white-paper>

²¹⁹ <https://lordslibrary.parliament.uk/artificial-intelligence-development-risks-and-regulation/>

²²⁰ <https://aistandardshub.org/the-national-ai-strategy/>

²²¹ <https://lordslibrary.parliament.uk/artificial-intelligence-development-risks-and-regulation/>

3. 消費者保護に関する生成AI関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況等と、それらを把握するための仕組み

(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況

① AIを悪用した詐欺の増加とその被害

英国ではオンライン詐欺が年々増加傾向にあり、生成 AI の普及がこれに拍車をかけている。公式統計によれば、2022/23 年にイングランド及びウェールズで記録された詐欺・コンピュータ悪用犯罪は 115 万件に達し、過去最多となった²²²。政府は犯罪調査の結果を踏まえ、年間約 330 万件にも及ぶ詐欺発生数を今後減少させる目標を掲げている²²³。実際、通信事業者と協力した取組では 8 億 7,000 万件以上の不審な SMS をブロックするなど、大量発生する詐欺への対策が進められている²²⁴。こうした大規模な詐欺被害の背景として、犯罪者が生成 AI を活用し詐欺行為を高度化・自動化していることが指摘されている。英国競争・市場庁（CMA）も「AI は消費者に害を及ぼすようなぎまんの・不正な手口を強化し得る」として警戒を表明しており、米国や EU 当局と連名で AI 悪用による消費者被害への嚴重な監視を宣言した²²⁵。

② 消費者の認知不足

生成 AI を悪用した詐欺が広がる中、消費者側の認知不足も課題となっている。英国の通信規制当局 Ofcom による最新調査では、16 歳以上の 43%が過去 6 か月間にオンライン上でディープフェイク映像を目撃したと回答したが、そのうち「見分ける自信がある」と答えた人はわずか 1 割程度に過ぎなかった²²⁶。

高齢者などデジタルリテラシーが低い層も標的にされやすく、政府も「テクノロジーに不慣れた脆弱な消費者への啓発が急務」と議会答弁で強調している²²⁷。

(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み

① 広告基準局（The Advertising Standards Authority Ltd. : ASA）の自動監視システム

消費者保護当局は、オンライン上の不正行為を監視するための技術インフラを整備している。特に広告基準局 ASA はデジタル広告の違反探知に AI を積極活用しており、「アクティブ広告モニタリング（Active Ad Monitoring）」システムを導入している。このシステムは、(1)大量のオンライン広告デ

²²² <https://www.rsmuk.com/insights/industry-insights/generative-ai-fraud-friend-or-foe>

²²³ <https://hansard.parliament.uk/commons/2024-01-22/debates/7D5CB585-963A-426A-9168-3A222F27A821/AIScamsConsumerProtection>

²²⁴ <https://hansard.parliament.uk/commons/2024-01-22/debates/7D5CB585-963A-426A-9168-3A222F27A821/AIScamsConsumerProtection>

²²⁵ https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/79948846-4605-4c3a-94a6-044e344acc33_en

²²⁶ <https://www.ofcom.org.uk/online-safety/illegal-and-harmful-content/deepfakes-demean-defraud-disinform/>

²²⁷ <https://hansard.parliament.uk/commons/2024-01-22/debates/7D5CB585-963A-426A-9168-3A222F27A821/AIScamsConsumerProtection>

ータ収集 → (2)機械学習モデルによる違反疑い広告の自動選別 → (3)担当官による精査と是正措置という 3 段階から成り、ソーシャルメディアや検索広告などから月あたり 10 万件超の広告を収集・解析している。機械学習フィルターが「おとり広告」「虚偽表示」など特定の違反パターンを高精度で検出し、ASA スタッフが優先的に問題広告を確認できる仕組みとなっている²²⁸。

加えて、ASA は主要プラットフォームと提携した「スキャン広告アラート (Scam Ad Alert) 制度」も運用しており、一般消費者からの通報を受けて詐欺広告を迅速に削除する枠組みを整えている。2024 年には ASA のオンライン通報フォームに 1,691 件の詐欺広告報告が寄せられ、それに基づき 177 件の悪質広告についてプラットフォーム側へ削除要請 (アラート) を発出した²²⁹。これら通報情報は国家サイバーセキュリティセンター (NCSC) とも共有され、NCSC が運営する不正サイトの強制停止システムと連携して、詐欺広告に紐づく悪質サイトやメールアドレスのインターネット上からの排除も図られている²³⁰。

② 消費者苦情データベースと国内外の情報共有

英国政府及び関連機関は、消費者からの苦情・通報データを体系的に収集し分析する仕組みを有している。詐欺被害の公式窓口であるアクション・フロード (Action Fraud) は全国から詐欺の被害申告を受け付ける統一プラットフォームであり、警察・司法当局と連携して事件化の検討や被害傾向の分析を行っている。現在、詐欺の大半はオンラインを介して行われるにもかかわらず、被害申告率は全体の 13% 程度と低調であるとの指摘もあり²³¹、当局は被害の掘り起こしとデータ蓄積の強化にも努めている。

さらに国際的な詐欺に対処するため、英国の消費者保護当局は ICPEN (国際消費者保護執行ネットワーク) を通じた情報共有も活用している。ICPEN 加盟各国 (米 FTC や欧州各国当局など) は共通の苦情データベース「econsumer.gov」を運営しており、消費者はこのサイト上で越境取引に関する詐欺被害を報告できる²³²。英国の CMA (競争・市場庁) や貿易基準局 (トレーディング・スタンダード) も ICPEN を介して econsumer 上の情報にアクセスし、他国と協調して国際的な詐欺事案の追跡や取り締まりを行っている。また、国内の市民助言局 (Citizens Advice) が運営する消費者ホットラインやオンライン相談窓口²³³も、商品・サービスの不当表示や契約トラブルなどの苦情を集約し、必要に応じて CMA や ASA、規制当局に対応を依頼する仕組みがある。これにより、草の根の消費者情報が政策立案者に届きやすくなっており、生成 AI を使った新手の詐欺手口などの問題が早期に当局のレーダーに載る体制が整えられている。

③ 規制当局間の連携と国際協力

英国ではデジタル規制協力フォーラム (Digital Regulation Cooperation Forum : DRCF) が設立さ

²²⁸ <https://www.asa.org.uk/news/our-active-ad-monitoring-system.html>

²²⁹ <https://www.asa.org.uk/news/a-year-in-scams-2024-update-on-scam-ad-alert-system.html>

²³⁰ 同上

²³¹ <https://www.nationalcrimeagency.gov.uk/threats/nsa-fraud-2024>

²³² <https://www.sic.gov.co/content/about-icpen>

²³³ <https://www.citizensadvice.org.uk/>

れており、競争・市場庁（CMA）、情報コミッショナー室（ICO）、通信規制局（Ofcom）、金融行為監督機構（FCA）といったデジタル領域の主管当局が横断的に連携している。DRCF は 2023 年より AI に関する共同プログラムを展開し、「消費者による生成 AI の利用実態・理解度・信頼性」に関する共同調査を実施するなど、各機関の知見を結集してエビデンスの収集に努めている²³⁴。

国際協力の面でも、英国当局は積極的な情報交換と協調行動を取っている。CMA は OECD 消費者政策委員会や G7 の AI 作業部会、ICPEN などの国際ネットワークに参加し、各国の事例やベストプラクティスを共有している²³⁵。また、米国 FTC や EU 加盟国の当局とも二国間・多国間で連携を深めており、前述のように 2023 年には CMA と米 FTC・米司法省が共同声明を発出して生成 AI 分野での反競争的行為や消費者詐欺への厳正な対処を確認している²³⁶。

²³⁴ <https://www.gov.uk/government/publications/cma-ai-strategic-update/cma-ai-strategic-update>

²³⁵ 同上

²³⁶ https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/79948846-4605-4c3a-94a6-044e344acc33_en

4. 消費者保護に関する生成AIの最近の動き

(1). 生成AIの不正利用による消費者被害の事例

① AIチャットボットとディープフェイクを悪用したロマンス詐欺

英国では、生成 AI 技術を悪用した新たな詐欺手口として、AI チャットボットとディープフェイク技術を組み合わせたロマンス詐欺が発生している。当該詐欺では、犯罪者が架空の人物を生成 AI により作成し、SNS や出会い系サイト上で被害者に接近する。詐欺師は、AI チャットボットを用いて人間らしい会話を展開し、ディープフェイク映像や合成音声を巧みに利用することで、被害者に実在する人物であるかのような印象を与える。その結果、被害者は相手に深く信頼を寄せ、恋愛関係に発展した後、突然「緊急の資金援助」や「渡航費用の支援」を求められるようになる²³⁷。2023 年には、Action Fraud へ報告されたロマンス詐欺件数が 9,096 件に上り、被害総額は約 9,940 万ポンドに達したとの統計が示されている。被害者は、金銭面だけでなく、心理的なダメージも被ることが多く、深刻な影響を受けている²³⁸。

(2). 民間企業における生成AI活用 of 取組

① Mastercardによる決済詐欺防止への生成AI活用

Mastercard 社は、クレジットカード決済に伴う不正取引の検知と阻止を目的として、生成 AI 技術を導入している。当該企業は、従来からリアルタイム不正検知システム「Decision Intelligence (DI)」を運用しており、数多くの取引データを解析する中で不正の兆候を検出してきた。近年、同社は次世代システム「Decision Intelligence Pro」に生成 AI を組み込み、従来のルールベースの分析に加え、膨大なトランザクションデータを高速かつ多角的に解析する仕組みを採用した²³⁹。これにより、リアルタイムでの不正検知精度が平均 20% 向上し、一部のケースでは 300% もの改善が確認されている。さらに、誤検知 (false positive) の件数も大幅に削減され、利用者に対するサービスの信頼性向上に寄与している。生成 AI の導入は、犯罪手法が高度化する中で、決済ネットワーク全体の安全性維持に資する重要な施策であるといえる²⁴⁰。

(3). 政府機関における生成AI活用 of 取組

① 重大不正捜査局における生成AI活用

英国の重大不正捜査局 (Serious Fraud Office : SFO)²⁴¹ は、金融犯罪や詐欺事件の捜査において、

²³⁷ <https://www.tradingstandards.uk/news-policy-campaigns/news-room/2025/swipe-left-on-love-bots-how-ai-criminals-steal-hearts-and-money/>

²³⁸ 同上

²³⁹ <https://www.mastercard.com/news/press/2024/february/mastercard-supercharges-consumer-protection-with-gen-ai/>

²⁴⁰ 同上

²⁴¹ <https://www.gov.uk/government/organisations/serious-fraud-office>

生成 AI 技術を活用している。当該機関は、大量の電子メール、契約書、金融取引記録など膨大な文書データの中から、捜査に有用な情報を自動で抽出・要約するシステムを導入している。生成 AI は、従来の手作業による分析では時間がかかる文書の高速解析と、関連性の高いパターンの抽出を可能とする。これにより、捜査官は迅速に事件の全貌を把握し、証拠固めに必要な重要情報を効率的に得ることができるようになった。SFO は、特に高度な金融犯罪や複雑な詐欺事件において、このシステムを活用することで、被害者である消費者や投資家の権利保護と、迅速な法執行に大きく貢献している²⁴²。

② 政府主導のディープフェイク検知プロジェクト

内務省及び科学技術省（Department for Science, Innovation and Technology : DSIT）など英国政府機関は、ディープフェイクを含む生成 AI による偽造コンテンツの急増に対処するため、官民連携の下でディープフェイク検知プロジェクトを推進している。該当プロジェクトは、Accelerated Capability Environment (ACE) による主導のもと、大学や研究機関、産業界と連携して実施され、2024 年に大規模なコンペティション形式で新たな検知技術の開発が行われた²⁴³。プロジェクト参加者は、映像や音声データを用いて生成されたディープフェイクの検出アルゴリズムを開発し、その精度と応答速度の向上を図った。結果として、従来の手法に比べ飛躍的に高精度な検知が実現され、オンライン上で流布される偽造メディアの早期発見に成功している。こうした取組は、消費者がディープフェイクによる詐欺や誤情報拡散のリスクから守られることを目的としており、政府機関と産学官連携による実践的な技術基盤の確立に大きく寄与している²⁴⁴。

²⁴² <https://www.gov.uk/government/publications/introduction-to-ai-with-a-focus-on-counter-fraud/introduction-to-ai-guide-with-a-focus-on-counter-fraud-html>

²⁴³ <https://www.gov.uk/government/case-studies/innovating-to-detect-deepfakes-and-protect-the-public>

²⁴⁴ 同上